

☆ 農地法第3条申請に用意していただくもの☆
(提出期限は毎月5日事務局必着となっております。)

(町内の居住者・農業法人が町内の農地を取得する場合)

(H. 21. 12作成)

番号	添付書類	説明及び注意事項	部数	確認欄
1	農地法第3条による許可申請書	・ 独自様式	1部	
2	登記事項証明書	・ 神戸法務局姫路支局 ・ 発行後3ヶ月以内のもの ・ 抵当権(根抵当)仮登記のある場合は、出来れば抹消又は抵当権者の同意書添付	1部	
3	法務局保管の字限図	・ (地籍図・14条地図・土地改良法による所在図)の写し ・ 里道・水路の色づけ ・ 法務局の証明がない場合は、転写場所、日付、転写者を記入	1部	
4	位置図	・ 申請位置を示した図面(住宅地図等)	1部	
5	現況図又は見取り図	・ 隣接する土地の地番、地目、土地所有者、耕作者を記入	1部	
6	現況写真	・ 最低2方向から	1部	
7	譲受人の住民票抄本	・ 申請人の写し 発行後3ヶ月以内のもの	1部	
8	譲渡人の住民票抄本	・ 登記事項証明書の住所と一致している場合は不要	1部	
9	営農計画書	・ 取得しようとする農地の利用及び事業計画	1部	
10	別紙2	・ 使用貸借権・賃借権設定の場合(13同様に請求)	1部	
11	農地貸借契約書	・ 使用貸借権・賃借権設定の場合	1部	

法人の場合(上記以外に下記のものが必要)

12	農地貸借契約書	・ 使用貸借権・賃借権設定の場合	1部	
13	別紙1	(別に農業委員会へ様式を請求してください)	1部	

農業委員会の確認事項

区 分	確認欄
現況が農地であること。	
現耕作者は、所有権移転登記(相続は除く)の原因の日から1年かつ1作以上耕作されているか。	
小作地ではないか。 小作地を小作地以外の者が所有権を取得する場合は小作農の同意書(6ヶ月以内のものに限る。) 小作地でなくなったことを証する書面(合意解約の通知の写し又は農地法第18条の許可書の写し。)	
農業経営基盤強化促進事業による貸借がないか。	
許可後全ての農地を耕作することが認められるか。(現時点で休耕、保全管理地、利用権設定等による貸付地等があれば認められない。)	
許可後、下限面積(3,000㎡)を満たしているか。(越知谷地区、猪篠、上小田は1,000㎡)	
通作距離が1.5km以内か。(同一集落で3,000㎡以上あれば30km以内)	
転用・転売目的の取得ではないか。	
相続登記がされているか。	
農業者年金の受給者、被保険者に該当しないか。	